

第4回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 平成28年11月15日(火) 午後1時30分～

2. 場 所 303会議室

3. 出席委員

(1) 被保険者代表 川上 順次郎 委員 加藤 尚徳 委員
木村 保弘 委員 黒須 重光 委員
(以上 4名)

(2) 保険医又は保険薬剤師代表
村田 光延 委員 荒井 博義 委員
内藤 文明 委員 山崎 宏 委員
鈴木 玉枝 委員
(以上 5名)

(3) 公益代表 磯辺 香代 委員 中村 節子 委員
井上 永子 委員 永山 登志子 委員
(以上 4名)

(4) 被用者保険代表 高尾 健二 委員
(以上 1名)

4. 欠席委員

被保険者代表 本多 菊江 委員
公益代表 塚原 良子 委員
被用者保険等保険者代表 増渕 浩 委員 五十嵐 一彦 委員
(以上 4名)

5. 出席職員

市民生活部長 布袋田 実
市民課長 所 光子 市民課長補佐 仙頭 明久
市民課主幹 倉井 広子
税務課長 手塚 均 税務課長補佐 長塚 章
税務課長補佐 野口 範雄 税務課主事 竹内 夏実
(以上 8名)

6. 議事録署名委員

被保険者代表 黒川 重光 委員 保険医又は保険薬剤師代表 鈴木 玉枝 委員
(以上 2名)

7. 議 題

議事

- (1) 平成28年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
（資料1、参考資料1）

報告事項

- (1) 下野市国民健康保険健康優良世帯表彰について（資料2～4）
- (2) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料5）

その他

<開会 午後1時30分>

【市民生活部長】皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、只今から平成28年度第4回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

なお、本日の会議ですが、被保険者代表の本多委員、公益代表の塚原委員、被用者保険等保険者代表の増淵委員と五十嵐委員の4名の方から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、これより議事に入るわけですが、下野市国民健康保険規則第9条の規定によりまして、議事の進行を会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【磯辺会長】皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、第4回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。早速議事に入らせて頂きます。議事がスムーズに進行できますよう、委員各位のご協力をお願い致します。本日の出席につきましては、定数18名のところ14名で、規則第11条の規定による会議の定則数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により、本日の会議録署名委員に、被保険者代表の黒須委員と、保険医又は保険薬剤師代表の鈴木委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

—異議なし—

【磯辺会長】異議なしと認め、本日の会議録署名委員に、被保険者代表の黒須委員と、保険医又は保険薬剤師代表の鈴木委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして進行させていただきます。

初めに、議題（１）平成 28 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、事務局の説明を求めます。

【市民課事務局】説明に入らせていただく前に、資料 1 歳入・歳出資料の歳出費目に一部修正がございましたので差し替えをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

【磯辺会長】歳出のみ修正ですね。

【市民課事務局】はい。

【市民課事務局】それでは、資料 1 の歳入から説明させていただきます。平成 28 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、歳入から説明させていただきますので、資料 1 をご覧ください。今回の補正につきましては、歳入・歳出それぞれ 6,216 万 8 千円を増額し、予算額を 67 億 2,299 万 7 千円にするものです。歳入ですが、4 款 1 項 1 目療養給付費等負担金につきましては、医療給付費の増額に伴う負担金の増額により、2,819 万 9 千円を増額するものです。

続きまして、2 項 1 目財政調整交付金につきましても、同様の理由から 2,643 万 5 千円の増額となります。6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金ですが、本年 10 月 1 日から社会保険適用拡大による交付金の増額になるため、171 万 8 千円の増額となります。参考資料としまして、カラー刷りの資料がございますので、ご覧ください。こちらは、皆様もご存知のとおり、平成 28 年 10 月 1 日から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がりました。

何が変わるのかと資料にもありますが、従業員が 501 人以上という縛りはありますが、週に 30 時間以上働く方が社会保険等加入の対象であったものが、この 10 月 1 日から週 20 時間以上になりました。下野市でも 10 月の 1 ヶ月から社会保険等に加入した方が、50 人前後の方がいらっしゃいました。その結果、国保の被保険者が減ったということになります。詳細につきましては後ほど、資料をご覧ください。

資料 1 にお戻りください。7 款 2 項 1 目財政調整交付金になります。こちら先ほどと同様に医療給付費の増額に伴う交付金の増額により、428 万 1 千円を増額するものです。10 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定補助金の額の確定に伴い 153 万 5 千円の増額となっております。

続きまして歳出をご覧ください。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、肺がん、肝炎を対象としました高額な治療薬が認可されたことによりまして、調剤だけが増加いたしました。そのため、1 億 4,645 万円の増額となります。2 目退職被保険者療養給付費 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、退職被保険者数が大きく減少したことによる医療費の減額により 8,365 万 4 千円の減額となります。

続きまして、2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、制度改正による所得区分の細分化により、高額療養費該当者が増えたこと、また先ほどお話しをさせていただきました調剤の医療費の増加により、9,498 万円の増額となります。2 目退職被保険者等高額療養費 19 節負担金、補助及び負担金につきましては、療養給付費と同様に退職被保険者数が大きく減少したことによる医療費の減額により、736 万 2 千円の減額となります。

続きまして、3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、先ほどご説明をさせていただきました、10 月 1 日からの社会保険適用拡大による、後期高齢者支援金の確定額により 268 万 8 千円の減額となります。4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金等 19 節負担金、補助及び交付金につきましても、納付金額確定のための 5 千円の増加になっております。

続きまして、6 款 1 項 1 目介護納付金 19 節負担金、補助及び交付金につきましても、同様に納付金額確定のための減額であり、141 万 1 千円の減額となります。9 款 1 項 1 目基金積立金 25 節積立金につきましては、医療費増加に伴う基金積立金の減額により 8,400 万円の減額となります。12 款 1 項 1 目予備費につきましては、歳入・歳出額の調整による減額であり、17 万 2 千円の減額となります。

以上です。

【磯辺会長】ありがとうございました、事務局の説明が終わりました。この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

よろしければ、議題（1）平成 28 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして議案のとおり承認してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

- 異議なし -

【磯辺会長】異議なしと認め、議題（1）平成 28 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては議案のとおり承認されました。

続きまして、報告事項（1）下野市国民健康保険健康優良世帯表彰について、事務局の説明を求めます。

【市民課事務局】続きまして、資料 2 下野市国民健康保険健康優良世帯表彰規程をご覧ください。こちらの資料にありますとおり、下野市においては表彰年度の前年度及び、前々年度に医療機関等に受診していない方で、表彰年度の 4 月 1 日現在において国保税の滞納が無い世帯に健康優良世帯として記念品の贈呈を、平成 23 年度から行っております。資料 3 の 1 をご覧ください。

この下野市国民健康保険健康優良世帯表彰ですが、過去の運営協議会において審議が行

われております。1年前の平成27年11月開催の第3回運営協議会においてお話しがありまして、表彰者の健康状態、健診受診の有無を確認しないで全員に報奨品を贈呈するのは矛盾しているとの意見がありました。平成29年度以降は廃止の方向で検討されたいとの、協議会の意見となりました。先ほど、規程を紹介させていただきましたが、規程の中では、健診の受診の有無については記載されておりませんでしたので、特定健診を受診していなくても表彰の対象となっております。

更に、平成28年2月開催の第4回運営協議会には、11月開催の審議にありましたように、平成28年度におきましては、60万円の予算を計上してあるため、健康優良世帯には何かしらの報奨をすることで、協議会の了承をいただきました。廃止するというのではなく、表彰の基準等を検討することで了承を得たという形になります。

今年の7月開催時は委員の皆様が新しくなられた時期ですが、表彰対象者の抽出は8月の予定であり、今年度は特定健診の受診状況を確認すると共に、健康状態が確認出来る健康作り教室の開催を視野に、健康増進課と調整するとご説明させていただきました。

2をご覧ください。下野市国民健康保険健康優良世帯表彰について（取扱）の平成27年度の欄をご覧ください。先ほどもご説明いたしましたが、健康診査の受診の有無についての要件は記載されておりません。実際には3名の方が受診されておりました。こちらの平成27年度の内容を鑑みて、平成28年度の表彰の基準を見直しました。

資料4をご覧ください。こちらの下野市国民健康保険健康優良世帯表彰規程第4条には「この告示に定めるもののほか必要な事項は別に定める。」という形になっております。資料4に書かせていただいたように、取扱事務要領を下記のとおり定め、平成28年度から実施することしました。以下は取扱事務要領になりますので、読ませさせていただきます。

1. 40歳以上の被保険者は、前年度若しくは当該年度の「特定健康診査」を受診している世帯とする。ただし、表彰時において「特定健康診査」を受診していないが健診の予約が確認できた世帯は、受診した世帯とみなす。
2. 39歳未満の被保険者は、特定健康診査の対象者でないため、受診要件は設けずヤング健診受診の勸奨を行う。
3. 表彰は、予算の範囲内において、健康に関する物品等若しくは、市の振興に資する物品等を記念品として贈呈する。
4. 平成28年度については、下記のとおり、「経過措置」を設ける。
 - ① 40歳以上の被保険者の「特定健康診査」について、前々年度（26年度）、前年度（27年度）、当該年度（28年度）のいずれかの年度に受診した被保険者世帯とする。ただし、表彰時において「特定健康診査」を受診していないが、健診の予約が確認できた世帯は、受診した世帯とみなす。
 - ② 上記①の要件を満たしていないが、11月16日開催予定の「健康づくり教室」

に参加した被保険者世帯は、表彰の対象世帯とする。

といった要領を作らせていただきました。

まとめまして申し上げますと、平成 28 年度からは、40 歳以上の被保険者の方は特定健診を受診している世帯であるということ、また平成 28 年度のみ経過措置を設けまして、平成 26、27、28 のいずれかの年度に受診した方を対象にすること、健診の受診が無くても平成 28 年度につきましては、健康作り教室に参加した方は表彰の対象としますといった要領になっております。

それでは、資料 3 にお戻りください。平成 28 年度の表彰世帯は、10 月 14 日現在で 40 世帯となっております。報奨品につきましても、健康に関する物品ということで簡易血圧計、又は市の振興のため、道の駅商品券という形になりました。

平成 29 年度につきましても予算を計上いたしまして、継続的に実施ということで考えておりますが、今後、実績が少ない場合や、平成 30 年度以降の県の広域化ということもありますので、実施について検討が必要になってくるとかと考えております。以上です。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。この件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。国民健康保険優良世帯表彰につきましては、今までの経過がありまして、近隣の市町の実施状況等を見まして、この運営協議会では一旦は止めてもよいのではないかとになりました。昨年度、予算が計上されていたこともあり、急に止めるのではなく、自分の健康に興味を持っていただき、且つ保険証を使用していないという点で実施するということになりました。自分の健康に全く興味が無くて、健診にも病院にも行かない人に対して何か出来ることはないかということで、考えていただいていた。どうでしょうか。

【村田委員】平成 27 年の時に平成 29 年度は廃止の方向へと変わったと思うのですね。ただ、次の年は予算が計上されていたから継続して行いましょうとなりました。ならば、平成 29 年度は予算が計上されていないのが普通だと思うのですが。

【磯辺会長】はい、事務局。

【市民課長】平成 30 年度から県の広域化が始まるわけですが、その中で市町が独自に色々な形で健康事業を実施することが、保険者努力支援という形で補助金の対象となるということで、まだ国からの通知の段階ではありませんが情報がきております。もちろん、継続的に実施するというのではなく、平成 28 年度、29 年度にこの事業を実施してみても少数しかおらず、費用対効果として継続しても無駄ではないかということになりましたら、平成 30 年度については廃止の方向で考えてみたいと思います。平成 28 年度 1 回限りで終わらせるのではなく、もう 1 年努力をさせていただいた上でも少数ならば、平成 30 年度は廃止ということで考えております。また、28 年度につきましては、5 年間の未受診者、途中、間隔が空いて受診している方々に再度健診の受診勧奨通知等行ったこともございまして、来年度もこの事業を実施する予定であります。

このような状況もありまして事業を実施したいと事務局側では考えております。ただ、この協議会の中で、この事業は無駄ではないかというご意見が多数を占めるのであれば、まだ予算に反映できますので、再度検討させていただきたいと思えます。

【磯辺会長】ありがとうございました。いかがでしょうか、健康保険優良世帯…。

【村田委員】これが有益かどうか散々行ったと思うのですよ。国保の事業で有益だということで検証がされたということによろしいのでしょうか。

【磯辺会長】有益かどうか？

【村田委員】そうですね。悪いことではないですが、予算を付けてまでやるべきことではないですよ。何を以て好とするのですか？検証が出来ない事業を行う目的が私にはよく理解できません。もし本気でやるなら、こういった賞が貰えるから頑張ろうと思うということですよ。この事業を行うことによって、健診をもっと受診しようと思うという過程があるわけですよ。この表彰があつて血圧計か道の駅の商品券が貰えると。

【磯辺会長】結局、最初に行っていた、一定期間に保険証を一度も使用しなかったということで国保の財政を助けたと、ただそれだけだったわけですよ。それでは、もし本人が不健康では表彰の意味が無いのでないか、という話になりますので、ただ単に病院に行かなければよいのか、具合が悪くてもよいのかという話になりますので。何を目的にしているのかがよく分からなかった訳ですよ。一度も病院を受診しなかったのに、税金だけ納めていたので、ご褒美をいたしましょうと、いうものだったと思うのですが。今度は病院を受診しなかったけれども、自分の健康については関心を持ちましたという点を挙げていますよね。両方に対して良い行動をしているということです。はい、中村委員。

【中村委員】私は結構、丈夫なので1年に1度、病院を受診するかしないかといった感じですよ。2年前に市議会議員になって国保に加入したのですが、このようなものがあるのならば、病院には1回行くか行かない位でなら、頑張って行かないようにしようかなと。売薬で済ますとか、モチベーションにすごくなります。

【磯辺会長】はい、黒須委員。

【黒須委員】一般市民として、優良世帯表彰があるということをお今まで認識していなかったもので、まずどのようにPRをしているのかお聞きしたいのと、会社員時代の健康保険組合加入時にやはり似たようなことをやっておりました。家族全員が保険を使用しなかった場合に、1年に1度何らかの報奨品をあげますよという制度がありましたので、健康保険組合も健康管理をしてもらつて、できるだけ費用を抑えたいという思いがあつて行っていたのだと思えます。先ほどのお話にもありましたように、平成27年度は、不健康でも医者嫌いで受診しなければ貰えたわけですが、健診を受けて個人や世帯として保険証を使用しなかった場合なりしたが、そのことがあまり市民に認知されていないと思えます。

【村田委員】以前にもその話が出ましたが、私、もう一度指摘します。過去の運営協議会で廃止となって、それを復活させたということは、それなりのデータなり何かしらの効果があるので復活させました、というものがあるべきという点が1つです。セルフメディケーションでやっていただくことは非常に良いです。

皆さん、仕事をする上でキャパシティは決まっていますから、これだけの事業を行う時間を割く意味があるのかという点です。ここでまた時間を割いてお話しをして。この事業をやるためにどれだけPRしますか？かなりPRして、こういった事業がありますと徹底させなければなりませんよね。多分、ここにいらっしゃる方でこの事業を知っている方というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

【磯辺会長】健康保険優良世帯表彰というものがあるのをご存知の方いらっしゃいますか？鈴木委員は表彰を受けたことがありますか？

【鈴木委員】いえ、私は沢山、医者に行っておりますので表彰は受けたことは無いです。優良世帯表彰ですが、その家族が健康か不健康かという個人の問題で「あなたのお宅は不健康な方はいませんか？」とは聞けませんから、今まで保険証を使用しないで健康なお宅には表彰してもよいのではないのでしょうか。

健診の件ですが、私も催促されて行った1人ですが、自分の人生というものがありますよね。最期は病気が分かってもいい、あるいは早く病気が見つかって病院に行きたい人ですとか。それはその方々で色々な考え方があるので、健診に行く行かないは関係無いと思うのですが。

【村田委員】そういった考え方も、ごもっともだと思います。

【鈴木委員】私も色々聞きますが、病院に行く方、行かない方、健診を受診する方、しない方、本当に様々です。下野市として受診率を少しでも上げたいというのは分かるのですが、この優良世帯表彰には健診の受診の有無は関係なく、保険を使用したかしないで決めれば、保険を使用しないで健康で良かったなどと素直に思ってくださいるのではないかと思います。

【磯辺会長】はい、分かりました。ご質問がいくつか出ています。私たちは意見としてもう廃止でいいのではないかと、結論を一旦出したのですが、復活させて色々行ってみてからとなったのは、何故なのか。どんなデータに基づいてこのような展開になっているのか、その経緯を説明していただけますか。この優良世帯表彰はPRしてこなかったと思います。広報等にも載っていませんし。それをどうするのかというのも伺いたいのですが。

【市民課長】まず、PRに関しましては、断言は出来ませんが、広報等でPRしたことは無いかと思います。ただ、もしかしますと保険料等の通知の中に入っているかというのは確認が取れない状況であります。

【村田委員】その程度のプロジェクトであつたら止めましょうよ。

【磯辺会長】では、もう1つ復活させた経緯について。

【市民課長】廃止で検討した部分もあります。平成28年度については予算が計上されていたためそのまま継続してしまったということです。平成29年度は今後の課題とします。平成27年度に健康保険優良世帯で、病院を受診していなかった方で、突然倒れて高額な医療費がかかってしまったという状況がありましたので、今年、特定健診の受診勧奨をするのであれば、そういった方々にも健康づくりの意識的なものも含めて、今回、健診を受診していない方126人に関しまして健康づくり教室開催の通知をさし上げました。特定健診の受診勧奨も勿論行っておりますが、健診受診に至らなくても。この教室に参加をして、保健師の指導や血圧測定等行って、健康に関する意識を高めようという通知の中で、アンケート調査を実施した経緯がございます。40歳未満の若い方の中にも保険証を使用しないで、この健康表彰を励みに待っていらっしゃる方もいるのではないかと。この前の委員さんのご意見もございまして、いきなり廃止というわけではなく、28年度につきましてはこのように考えました。先ほども申し上げましたが平成28年度を経て29年度につきましては、再検討をするという形になります。

【磯辺会長】結局、保険証を使用しないで健康保険優良世帯表彰を行ってもよいのですが、その方が健康な状態であってほしいという願いがあって、何とか反映させようとした結果、このような形のものが出来上がったわけです。考え方としては、特定健診を受診した上で病院を受診していないのならば、本当の健康優良世帯であるから表彰をさしあげるといったことになったわけですが。

【市民課長】廃止にあたっては、何か代替えがあった方がよいのではないかと。この意見もありました。ただ、市では健康マイレージ等行っておりますが、国民健康保険としましては、勧奨を促し表彰ができるのであれば、一番良いということで、今年度につきましてはこのような形をとらせていただきました。

【磯辺会長】事務作業の点を考えると大変ですよ。

【村田委員】他にやるべきことがあるのではないですか？やるのであれば、もっと本気でやりましょうよ。

【磯辺会長】PRをしてということですよ。

【村田委員】ですが、やはり他にやるべきことがあるのではないですかね？

【磯辺会長】結局、平成28年度は何世帯の方々に表彰するのですか。

【市民課長】10月14日現在で40世帯です。明日、健康づくり教室が行われるので、5世帯ほどが参加いたします。さらに、追加の健診受診世帯の確認がまだ取れていませんので確認をすること、また、明日健康づくり教室に参加されなかった方には「再度、特定健診を受診してください、受診していただければ報奨がございます」と通知をさし上げたいと考えております。

【磯辺会長】今年度については事業が始まっていて、対象者に通知を差し上げているわ

けですね。平成 28 年度は途中で止める訳にはいきませんが、皆様のご意見はいかがでしょうか。高尾委員。

【高尾委員】経過を読ませていただいて、28 年 2 月開催の協議会で、27 年度と同様の 60 万円を計上してあるからということを見ますと、こういった理由で継続するというのは理由にならないと思います。もし、行うとするならば健康状態や健診結果等、健康であるという条件は必要ではないか。実務的に可能か不可能なのか分かりませんし、どこまで負荷が掛かるか分かりませんが。健診を受診して且つ健康であるという点は必要ではないか。と。言いますのは、放置しますと悪い結果が出て放置してしまい、放置すれば重症化してしまうということがあります。

【磯辺会長】そうしますと高尾委員は、健診を受診することが必ずしも健康とは言えないということですね。受診しても悪い結果を放置してしまう方もいらっしゃいますからね。

【高尾委員】先ほど、人生の考え方というお話がありますが、ご自分の考え方があるかもしれませんので。

【磯辺会長】事務局。

【市民課長】特定健診を受診していただくことで、市で健康状態を把握し、結果によっては積極的支援ですとか、指導等を受けていただくための勧奨通知を差し上げて、指導することができるというメリットはあります。その時点で問題があれば、医療機関を受診するよう促すということもできます。

【磯辺会長】完璧に行くことはとても難しいかもしれませんね。皆様、どうでしょうか。この制度としては何らかの行動を促す一つにはなるかと思いますが。はい、川上委員。

【川上委員】高尾委員さんがおっしゃっていた意見に賛成です。受診結果を見てゆくというのは非常に事務的に煩雑ですね。また、個人のプライバシーにも影響するかと思えます。ですから、私はいわゆる特定健診を受診するのが大前提だと思います。前年度にするか、前々年度にするかは考える余地があるかと思えます。特定健診を受診できるタイミングというのもありますから、一年間を通して受診する機会は十分にあると思います。ですから前年度だけでもよいかもしれません。

もう一つは年齢です。40 歳を境に特定健診を受診しなければならないですが、もし 40 歳を過ぎても特定健診を受診しなくて治療が必要になった病を患った場合、これは国民健康保険だけの問題ではなく、全ての家庭の問題であり、如いては若くして、多額の医療費を給付するというにどんどん繋がってしまいます。先ほどおっしゃっていた個人の考えで受診する、しないは決まると。確かに個人の考えで決まるのですが、個人の問題だけでは済まないですね。国や県や市のもっと大きな予算を使用することになりますよね。健診を受診せずに、高額な医療費を使うという状況にどんどん派生してしまいますね。

予防医学を含めて健診を受診するのは、住民の権利であると同時に義務でもあると思います。

この健康優良世帯表彰ですが、私はなぜ経過措置が必要なのかと非常に疑問であります。かなり強い形で平成 29 年度は廃止の方向で検討されたいと出ておりますから。経過措置というのは一つの方向であるという考えもありますが、私はもう経過措置は要らないと、その判断を受けていただくと。この事業の予算を別に使うということが必要ではないかと思うのです。ですから、もうこの予算を要らないと思います。

出来れば、平成 28 年度も止めたい。しかしもう、どうしても 28 年度はやらなくてはならないというならば、29 年度は継続しない。無論、予算も計上しない方向に持っていくべきではないかと思います。

【磯辺会長】加藤委員。

【加藤委員】私も継続しない意見です。この表彰制度を知っている人も少ないので。病院を受診しないということが、健康なのかどうかですね。この時にインセンティブは無いですしね。お話を伺っていると、他にお仕事があるのではないかと私も思います。

【磯辺会長】他の皆様は…中村委員。

【中村委員】知っている方が少ないというのは、とにかく PR が足りないので、一度大きく PR をしてその成果を見てからでないと、費用対効果というものなかなか出てこないのではないかと思います。

【村田委員】これは 3 期前からの話なので。

【中村委員】その頃はまだいなかったもので…。

【村田委員】すみません。その頃はまだ、PR もしてから…という話もありましたが、どれだけ PR していただいたのかよく分かりませんが。

【中村委員】私は夫の扶養から抜けて国民健康保険に加入したので、負担が随分と大きいということにびっくりいたしました。周囲からは、入院したとか、手術をした等色々聞きます。私は、ほとんど病院を受診していないのにかなり負担は大きいなという気持ちがあります。同じように思う方も沢山いると思いますので、一度大々的に PR をして効果を見ていただきたいと思いますが。

【磯辺会長】黒須委員。

【黒須委員】あまり費用対効果が出ていないようなお話が出ておりますが、2 年ほど前に健康増進課で健康づくりの検討会議に出席しておりまして、糖尿病予備軍の方を対象に健康づくり教室を行っていますが、やりましたというだけで終わってしまって、その後に繋がっていないのです。鹿沼市等では、教室に参加した方でグループを作って、週に何度か集まってウォーキング等し、効果等をみて検証しているということです。

経過措置の三つ目のところに、健康増進課と健康づくり教室の調整をしていますということなので、どうしても行政は縦割りで横の連携が中々取れないですからね。健康増

進課の健康づくり検討会には市民課や学校教育課もメンバーに入っていましたが、中々横の連携を取って上手な施策が出来ないというところもありますので、せっかくこのような予算が取れるのであれば、市民課と健康増進課と両方で予算を計上して面白いプロジェクトを作ってもらって、やはり実際に成功事例を作ってゆかないと。ただ、健康づくり教室やりましたとか、表彰やりましたといっても、実際の費用対効果として表れてこないと思います。そういった点を考えていただいて関連する行政の担当課と調整をして何か良いものが出来てくれば良いなと思います。糖尿病予備軍に関する活動を実際に行ってもらって…長岡だったと思いますが、健康機器メーカーのタニタとタイアップしてデータを取りながら、どの位こうすれば効果が上がるのかと、糖尿病予備軍の方の協力を得て事業を行っているらしいので、担当課との横の連携で上手く出来たらよいのかなと思います。国民健康保険が広域化したら、推奨事業を行うと補助金が貰える等、将来的にはなつてゆくのかと考えられますね。

【磯辺会長】将来的には健康づくり教室を、他の課と連携してゆくということもありますが、この健康優良世帯表彰については、一緒に実施してゆくということですか？

【村田委員】効果があるプロジェクトを考えて欲しいということですよ。表彰は簡単なのですよ。表彰は貰った方は嬉しいですよ。ですが、これできちんと効果がでるかという話ですよ。今の委員のお話は、プロジェクトをもっと泥臭く組んで、しっかり検証をもっと出来るようなものを行って、そちらに労力を持っていきましょうというお話だと思うのですよね。

【磯辺会長】それで且つ、病院に1年間、2年間全く受診しなかったという方を表彰するのですか？

【村田委員】表彰は全くいらないです。

【磯辺会長】表彰と合体させた意見をおっしゃったのかと思いました。

【黒須委員】予算が取れるのであるなら、実際に効果が表れるものを行きましょうということですよ。

【磯辺会長】今は、健康優良世帯表彰をどうするかということですよ。色々なことを行った上で、病院を受診しなかったら表彰するのですか？しないのですか？

【黒須委員】今年度は何世帯が表彰を受けましたという告知もしないと、我々一般市民としてはこのような制度があるのかということも知らないし、表彰を受けている人がどれ位いるのかも分かりませんし、それについての費用対効果もはっきり見えてこないのよ、こういった点を考えるとどうなのかなと思います。

【磯辺会長】要するに、表彰制度を続けることにあまり意味が無いということですか？

【黒須委員】現実問題として、糖尿病予備軍が全国的にも沢山いますし、このような人達をどうしていくかということに予算が取れるのであれば、その方向がいいと思いますけど。健康増進課とタイアップして上手いものが出来ればよいのかなと考えていただき

たい。

【磯辺会長】どちらかというと、こういった事業に予算を使ってもらいたいと。

【黒須委員】糖尿病予備軍の方がプロジェクトに入って、改善出来ましたということになれば、成功事例として皆さん納得するのではないかと。

【磯辺会長】表彰そのものにこだわっていないということですね、分かりました。

鈴木委員。

【鈴木委員】資料3の平成27年度、28年度を比較すると対象世帯が149世帯から161世帯に増えているということですよ。何らかの意味があったのかなと思います。

【磯辺会長】ところが健康優良世帯表彰を行っていること自体、市がPRしていないですから、知らないうちに結果としてこうなると。

【鈴木委員】表彰をしているのは知っていましたが、どこで表彰しているのか知らないもので、広報誌に市長か課長が表彰しているところの写真を載せて、この世帯が頂きましたというのを公表したらよいのでは。

【磯辺会長】氏名とかですか？公表すること自体がまた問題が発生しますよね。何人ですという位ならば良いかも知れないですけども。

他にいかがですか？ぜひ伺っておきたいと思います。木村委員。

【木村委員】60万円あったのなら、もっとベーシックな部分に使用した方がよいのではないかと思います。今、流れはトータルサポートにいています。トータルサポートと言いまして「ゆりかごから墓場まで」一市民に対して健康寿命は様々な状態にあるわけです。一つの施策事業で大きくりの行政サービスというものもあるのですが、究極は、このトータルサポートに両面からいくというのが先進都市の流れですね。こういった点を考えますとこの健康優良世帯表彰というものは、あまり意味が無いということと、ベーシックな根幹のところ、健康云々というものは本人の意思に係らず、DNAの関係なのか非常に健康に恵まれて、根源を突き詰めていくとこういった議論になりかねないので。せっかく、保険事業で行ってもその後のフォローというものがとても大切なのです。

【磯辺会長】様々な取り組みを考えてくれた結果ですが、どうですか？大半の委員の方はこの表彰制度を評価されていないようですね。やるなら良い制度になるようにPRしないといけないですね。本当に健康でお医者さんにかからないなら表彰しますという形にしないと。内藤委員。

【内藤委員】やるのであればというお話よりも、村田先生がおっしゃるように数年前から話題に出ていて議論が続いている。予算があるからどうしようということになっているので、まずは、一度予算はいらぬという結果でお返して、先ほど出ましたような糖尿病予防に関する部署と連携して、新しく予算を取るとか。私たち市民レベルで考えると、お金があるから使いましょうという論理になるので。表彰制度も必要かと思いますが、優先順位からすると、そんなに上位ではないと思います。ですから、一度立ち止ま

ってみるのもよいのではないかと思います。

【磯辺会長】はい、他にご意見ございませんか。同じようなご意見ということでしょうか。「いや、私はやるべきです。」…とかあれば。

運営協議会としてはこのような意見ですが、事務局どうでしょうか。もう平成28年度は実施していますので、29年度は再考の方向で。はい、事務局。

【市民課長】皆様のご意見を重く受け止めさせていただいて、29年度につきましては再検討させていただきます。29年度から、黒須委員がおっしゃっていましたように、糖尿病重症化予防事業が県で始まりますので、こちらの関係の予算も取っております。60万円程の予算を、こちらの方向になるべく使用するよう検討させていただきます。

平成28年度につきましては、再度、受診勧奨しておりますので、特定健診を受診していただいて、今後の市の指導を受けていただきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。平成29年度につきましては今後、予算の査定等に入りますので、委員の皆様のご意見を充分反映した形で検討させていただきたいと思います。よろしく願います。

【磯辺会長】このような形になりましたが、皆様いかがでしょうか。はい、黒須委員。

【黒須委員】来年度から、糖尿病予備軍の方に対する色々な事業が始まるということなので、表彰したいのならば、実際に個人で改善された方に表彰したらよいかと思います。

【市民課長】来年度の予算の中で、特定健診を実施しました後に、指導や積極的支援を実施することになっております。こちらにつきましても、6ヶ月間の指導を受けることで必ず改善することになっておりますので、その方々にうまく活用させていただく。また、今年度も健康増進課で行っておりますが、糖尿病予備軍の方の研修会で尿検査を実施し、早期発見につながるような事業もしております。このような部分を強化していきたいと考えておりますのでよろしく願います。

— 中村委員退席 —

【磯辺会長】細かい部分は分かりませんが、他課と連携して進めるということです。

それでは、この件に関しましては、ご意見が出尽くしたということですのでよろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（2）下野市国民健康保険税条例の一部改正について事務局の説明を求めます。

【税務課事務局】本日お配りいたしました「資料5」をご覧ください。下野市国民健康保険税条例の一部改正についてご報告させていただきます。

【磯辺会長】今日、机上にお配りしましたものです。

【税務課事務局】こちらは12月の議会に上程するものですが、附則といたしまして2つ

の項目を追加するものです。17 項の追加ということで特例適用利子等に係る国民健康保険税課税の特例、18 項目の追加として、特例適用配当に係る国民健康保険税の課税の特例という二つの項目になります。内容につきましては、市民税で本人に課税される特例利子等、又は特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めますということです。要するに、配当と利子が所得にプラスαされるものになるのですが、施行日につきましては平成 29 年 1 月 1 日、実際の課税につきましては平成 30 年度からというものになります。

参考といたしまして、市税条例の議案としまして市民税につきましては、その所得に対して分離課税をするということになります。所得がどのようなものかと言いますと、実際のところは台湾の関係の所得になります。台湾につきましては租税条約等の法律等の適用が無いために、改めて条例等を追加するという対応になりましたので、今回の追加案ということになりました。2 ページ、3 ページにつきましては実際の条文の新旧対照表となっております。3 ページ下部に記載のものは、現在ある 17 項から 20 項までの附則が記載されております。以上です。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

【税務課長】補足説明をさせていただきます。特例適用ですとか、特例配当ですとか分かりにくいと思います。具体的申し上げますと、先ほど台湾と言いましたが、台湾の方が日本に住んでいらっしゃる、台湾の金融機関から受け取る利子配当を受け取ったにもかかわらず、今までは日本の所得税として計上していなかった、免除されていたということがございまして、今回改めまして日本と台湾で取り決めがなされました。その中で利子配当については、分離課税をなさйтеということになり、これを受けまして国民健康保険税につきましても利子配当の分離所得を判定に使用しなさいという解説でございます。

【磯辺会長】台湾から利子配当を受けていない場合は関係無いですか？

【税務課長】はい、関係ありません。下野市はおそらく該当者はおりませんが、もし該当がある場合には国税の方から連絡があると思います。

【磯辺会長】皆様、お分かりいただけましたでしょうか。難しい内容ですが理解はしていないといけません。ご質問はよろしいですか、よろしいですね。

それでは続きまして、5 その他ですが、事務局より何かございますか。

【市民課長】2 点ほどご報告をさせていただきます。1 点目はこの協議会で来年度の国民健康保険税の税率等につきまして審議をいただき答申書を作成したところでございます。皆様のお手元には、最終の答申書が送付されているかと思いますが、来年度の税率は平成 28 年度の税率をそのまま適用すると、去る先週の 11 月 1 日に磯辺課長から下野市長に提出しましたことをご報告いたします。

2点目でございますが、第5回の運営協議会の予定につきましてご報告いたします。来年1月下旬から遅くも2月上旬に、平成29年度の当初予算等につきまして審議をしていただくことになります。日程が決まり次第、ご連絡を差し上げますのでよろしくお願いいたします。以上です。

【磯辺会長】本日、予定をしておりました疑義は全て終了いたしました。以上をもちまして運営協議会を閉会したいと思います。ご異議はございませんか。

－ 異議なし －

【磯辺会長】異議なしと認め、第4回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中お集まり頂きまして、また円滑な議事進行にご協力頂きまして誠にありがとうございました。

<閉会 午後 2時25分>

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

下野市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員